平成２６年（再ロ）第１０００１号

長崎県佐世保市早岐２丁目46番５号

再生債務者　石橋　辰哉

1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年４月９日まで

4　一般異議申述期間　平成26年４月23日から平成26年４月30日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２６年（再ロ）第１号

広島県呉市押込西平町37番26号

再生債務者　福澤　孝之

1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年４月11日まで

4　一般異議申述期間　平成26年４月18日から平成26年５月２日まで

広島地方裁判所呉支部

平成２６年（再ロ）第４号

京都府八幡市八幡山田22番地の４

再生債務者　梅木　悦治

1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年４月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年４月18日から平成26年４月25日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第６号

埼玉県越谷市千間台西１丁目13番地１　601号

再生債務者　岩崎　博史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月13日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

厚生年金基金変更公告

中日本酒類業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　愛知県名古屋市東区東外堀町60番地ＡＧビル５階

２．旧事務所の所在地　愛知県名古屋市中区栄３丁目１－１広小路第一生命ビル４階

３．変更年月日　平成26年３月24日

平成26年３月25日

中日本酒類業厚生年金基金

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性

上記の者は、平成25年10月２日午後４時40分頃、発見者が宮城県石巻市大橋２丁目12番地内住吉雨水排水ポンプ場樋管排水口から南方約30mの旧北上川右岸において、護岸工事の現場を巡回していたところ、川岸に浮いている死体を発見したものである。

２．本籍・住所・氏名・年齢等不詳

上記の者は、平成25年５月29日午前９時20分頃、発見者が宮城県石巻市湊字鹿妻山１番地18地内鹿妻急傾斜地工事現場において、重機を使用して基礎工事のための穴を掘っていたところ、その土の中に人の骨を発見したものである。

以上２件、遺体は火葬に付し、遺骨は石巻市無縁故者納骨堂に安置してありますので、心当たりの方は石巻市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成26年３月25日

宮城県　　石巻市長　亀山　紘

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～80歳代の男性、身長161cm、中肉、頭部は白髪交じりで前額部から頭頂部にかけて禿げ上がり、陰茎部尿道に導尿カテーテルを挿管し導尿パックを装着した状態、紺色ウインドブレーカー、黒色ズボン、グレー地でチェック柄のマフラー、黒色キャップ、黒色手袋、黒色防寒靴（サイズＬ）を着用、現金975円、腕時計、眼鏡を所持

上記の者は、平成26年１月23日午前５時頃（推定）、岐阜市長良112番地長良橋北詰から南方に約50.5m地点直下の長良川右岸河川敷内で自殺（溺死）と推定。遺体は、身元確認できないため岐阜市で引き取り火葬に付し、遺骨は岐阜市で保管しています。心当たりの方は、岐阜市福祉事務所生活福祉二課まで申し出てください。

平成26年３月25日

岐阜県　　岐阜市長　細江　茂光

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上の男性、身長170cm、紺色ジャンパー、赤とピンクのチェック柄長袖シャツ、ジーパン着用、テント、緑色ＨＵＭＭＥＲ製自転車所持

上記の者は、平成26年２月22日午前11時３分頃、安芸市赤野休憩所下の海岸でテントの中で発見されました。死亡は平成26年２月14日前後と推定されます。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は安芸市営共同納骨堂にて保管しております。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成26年３月25日

高知県　　安芸市長　横山　幾夫

無縁墳墓等改葬公告

県道宗像篠栗線道路災害防除工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年３月25日　　福　岡　県

1　墳墓等所在地　福岡県宮若市三ケ畑1137番地

1　墳墓等の名称　不詳

1　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳　25基

1　改葬を行おうとする者　福岡県直方市日吉町９番10号　福岡県直方県土整備事務所長　小路　智

公示送達

いわき都市計画事業久之浜震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

平成26年３月25日

いわき都市計画事業

久之浜震災復興土地区画整理事業

施行者　いわき市

代表者　いわき市長　清水　敏男

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　所在不明

氏名　與　　ナミ

2　通知の内容

(1)　従前の宅地

福島県いわき市久之浜町久之浜字南町80番地　328㎡

(2)　仮換地

34街区９符号　約300㎡

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福島県知事に審査請求をすることができます。

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表とする者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表とする者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知書及び仮換地指定図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務室内で閲覧できます。